

公益社団法人富山県高等学校安全振興会 助成金交付規程

(目 的)

第1条 公益社団法人富山県高等学校安全振興会定款第4条の(2)に基づき施行する事業のうち、助成金の交付について定める。

(対象事業)

第2条 助成金の対象事業は、教育関係諸団体の行う健康教育及び健全育成等に関する実践活動とする。

(助成の決定)

第3条 助成する教育関係団体及び助成金額の決定は、理事会で行う。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を提出する。

- (1) 助成金交付申請書 (第8号様式)
- (2) 事業計画書 (第9号様式)
- (3) 助成金交付請求書 (第11号様式)

(交付の決定)

第5条 第4条により申請のあった助成金の交付については、理事会の議を経て申請者に通知する。

(実績の報告)

第6条 助成金の交付を受けた団体は、交付の対象となった事業が終了した後、次の書類を提出する。

- (1) 実績報告書 (第10号様式)
- (2) 大会要綱等
- (3) 助成金領収書 (第12号様式)

(委 任)

第7条 この規程によりがたい事項及びこの規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。